

SNS広告等を活用した女性の意識醸成業務 仕様書（案）

1 委託業務名

SNS広告等を活用した女性の意識醸成業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）

3 業務の目的

青森県内における性別役割分担意識の解消に向けて、県内女性の経済的自立を促すために県が実施するマインド醸成セミナー及び女性向けデジタルスキル講座について、SNS広告等により募集告知を行うとともに、マインド醸成セミナーに参加しなかった女性をアーカイブ配信の視聴につなげるため、SNS広告等を活用して県内女性へのメッセージを発信することとし、これらに係る業務を委託するものである。

4 委託業務内容

(1) 業務内容

① SNS広告等の配信

- ・発注者が別途実施するマインド醸成セミナーについて、募集告知を行うこと。

【マインド醸成セミナーの目的】

県内女性の経済的自立を促進し、性別役割分担意識を解消するため、「地方で稼げる」スキルを身につけた女性の増加に向けて、県内女性の「稼ぎたい」意欲、「学びたい」意欲を高める。

- ・マインド醸成セミナー実施後のアーカイブ配信の視聴に県内女性を誘導するための広告配信を行うこと。
- ・発注者が別途実施する女性向けデジタルスキル講座について、募集告知を行うこと。

【女性向けデジタルスキル講座の目的】

青森県内における性別役割分担意識の解消に向けて、県内女性の経済的自立を促すとともに、女性の就労割合が低いというデジタル分野におけるジェンダーギャップを解消するため、地方で稼げるスキルの一つとしてデジタルスキルの習得を促進する。

- ・広告配信のランディングページは発注者が指示するウェブサイトとすること。
- ・広告配信のキャッチコピーは、女性目線に立ったもので、ターゲットに自分のことだと思わせるものとすること。
- ・広告配信に使用するメッセージは、発注者と協議の上決定すること。

② 広告配信に使用する広告素材の作成

- ・イラストの使用やフォントの工夫などにより、見やすく、女性が好印象を抱くデザインとすること。
- ・受注者の提案をもとに、発注者と協議の上作成し、各配信開始日の1週間前までに電子データで納品し、確認を受けた上で配信を行うこと。

(2) ターゲット

- ・県内在住の成年女性（18歳以上）。メインターゲットは30代～40代女性
- ・ターゲットのイメージは、「地方にいても稼げるスキルを身につけたい女性」「スキルアップして、収入をアップさせたい、やりがいを感じる仕事がしたい女性」「子育てや介護のため働き方に制限があるので、在宅ワーク、テレワークに興味がある女性」「ライフスタイルに合わせた働き方をしたい女性」「学び直しやリスキリングが必要だと感じている女性」「デジタルスキルを身につけたい女性」など。

(3) キーワード

「スキルアップ」「スキルを身につけたい」「リスキリング」「学び直し」「自分磨き」「リモートワーク」「テレワーク」「在宅ワーク」「ステップアップ」「自分らしい生き方」「自分らしい働き方」「デジタルスキル」「女性デジタル人材」など。このほか、効果的と思われるキーワードによりターゲティングすること。

(4) 広告配信媒体

LINE、Twitter、Facebook、Instagram、Google、その他周知効果が得られると思われる媒体から3つ以上。

なお、SNS広告等の配信にあたり、必要なアカウントは、受注者が取得・作成するものとする。

(5) 配信時期・配信回数

令和5年6月～令和5年11月において、具体的な配信時期と配信回数は、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(6) 定期報告

広告配信後、毎月、前月分の実施状況を報告すること。

5 成果品及び納品場所

(1) 成果品

- ・業務完了報告書（リーチ数等の運用結果を記載すること）
- ・広告配信のために作成した画像素材等（電子媒体で提出）

(2) 納品場所

青森県青少年・男女共同参画課

6 セキュリティ対策について

受注者は、発注者が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底すること。

発注者は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとする。また、発注者から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

7 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条

に定める権利を含む。)は、青森県に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、青森県が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。